

令和5年度（2023年度） 豊中市内部統制評価報告書

豊中市長長内繁樹は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

豊中市長長内繁樹は、豊中市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、豊中市においては「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年（2019年）3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「豊中市内部統制基本方針」（令和3年（2021年）3月1日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務等に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

豊中市においては、令和5年度（2023年度）を評価対象期間とし、令和6年（2024年）3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務等に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、評価対象期間中の運用上の重大な不備を1件把握したため、本市の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において一部有効に運用されていないと判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

上記3に記載の重大な不備の是正に関する事項は次のとおりです。

（1）工事設計金額の積算誤りについて

本件は、豊中市立庄内体育館及び豊中市立ローズ文化ホールの「大規模改修工事」と「大規模改修空調設備工事」で違算が発覚し、仮契約を解除したものです。原因は、「改修工事共通費」を採用すべきところ、誤って「新営工事共通費」を採用したことによるもので、事業者に大きな影響を及ぼすとともに本市の信用の低下を招いたものと考えております。

事案把握後、積算基準の取り扱いについては細心の注意を払って適用条

件を確認するよう全庁関係課に周知しました。また、入札の透明性及び公平性を確保するため「豊中市建設工事等に係る設計違算に関する事務取扱要綱」を制定しましたが、令和6年度（2024年度）においては、この件も含め評価において把握した不備事案及び再発防止策等について全庁的に情報を共有して注意喚起するとともに、重要なものについては新たにリスク設定するなどし、リスク発生の未然防止に取り組めます。

令和6年（2024年）6月25日 豊中市長 長 内 繁 樹